

Hill's Road Chorus 団則

施行日：2013年12月1日

更新：2015年6月12日

更新：2017年6月8日

更新：2022年9月22日

第1条（名称）

当団体は「ヒルズ・ロード・コーラス Hill's Road Chorus」(略称「ヒロコン」、以下「団」という)と称する。

第2条（目的および方針）

団は、常任の音楽監督である大貫浩史氏の音楽の方針に沿い団員同士、共に演奏することを通じて、お互いを高め合い、音楽を楽しむという視点での演奏会をはじめとした諸活動を行う。

第3条（所在地）

団の所在地は代表宅とする。

第4条（運営役員）

団の運営に際し、次の各号に定める運営役員を置く。運営役員は各号に定められた職務を行い、また、団の運営に関する基本的かつ日常的な業務について意思決定を行うことができるものとする。

- (1) 音楽監督：団の音楽に関する計画および執行
- (2) 代表：団活動の計画および執行
- (3) 事務局長：団運営事務手続および諸管理の総括
- (4) パートマネージャー：各パート団員への音楽監督の趣旨や団運営の情報共有、モチベーション維持などの諸管理
- (5) 必要に応じ、音楽監督・代表・事務局長の指名する者：専門知識や経験を基に助言

第5条（活動年度／会計年度／会計報告）

団の活動年度／会計年度は毎年4月1日から翌3月31日までの1年間とする。なお各年度の収支については、これをまとめ会計報告を行わなければならない。

第6条（総会）

1. 総会は団の最高議決機関とし、原則として活動年度の翌年度6月に定例総会を行い、当年度の運営役員の選出ならびに活動方針等の重要事項の決定を行うものとする

2. 総会は、団員総数の2分の1以上の出席を要する。また議案の議決には総会出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。
3. 運営役員または団員が団の運営に係る重要事項について、団員の総意を仰ぐ必要があると判断した場合は、運営役員の2分の1以上または団員の3分の1以上の要請により、臨時総会を開催することができる。なお、総会の開催に際しては少なくとも1週間前までに総会開催日および会議の目的を団員に告知しなければならない。

第7条（業務の分担）

1. 団の運営を団員全員で分担するため、各業務遂行者として次の各号に定める係を置く。ただし、各係の業務において過度な負担が生じた場合は、各係を担当する団員（以下、係員という）は自主的な判断により、他の団員へ当該業務を分担することができる。
 - (1) 演奏会担当
 - ・演奏会実行委員長
 - ・ライブラリアン
 - (2) 総務担当
 - ・団内連絡係
 - ・名簿管理係
 - ・見学&入団受付係
 - ・楽譜係
 - ・練習記録係
 - ・SNS係
 - (3) 宴会担当
 - ・宴会係
 - (4) 会計担当
 - ・経理係
 - ・プロ報酬管理係
 - ・会計監査係
 - ・決算報告書作成係
 - (5) 練習会場担当
 - ・会場予約係
 - ・会場設営係
2. 前項に定める係の任期は原則として第5条で定める会計年度とする。ただし、諸般の事情により第5条で定める会計年度の途中に係員を変更する場合は、運営役員の承認を得る必要がある。
3. 係の種別については、必要に応じて追加・削除できるものとする。また、演奏会時は別途プロジェクトを結成し、演奏会に必要な業務担当者を任命または分担するものとする。

第8条（連絡手段）

団全体の基本連絡方法はメールとする。ただし、特別な事由によりメールを閲覧できない団員が発生した場合は、各パートマネージャーがFAX等の手段により当該団員に連絡を行う場合がある。

第9条（団員の資格）

団員は一般団員、プロフェッショナル団員から構成する。

1. 次の各号に定める要件をすべて満たす場合は、一般団員としての資格を有するものとする。
 - (1) 団の活動に積極的に参加できること。
 - (2) 高校生以上であること。
 - (3) 第13条に定める禁止行為を行わないこと。
2. 前項に定める一般団員資格を有し、かつ次の各号に定める要件をすべて満たす団員については、プロフェッショナル団員としての資格を有するものとする。
 - (1) 音楽分野を生業とする専門家であること。
 - (2) 音楽監督の意向に沿い必要に応じて所属パート全体の音楽スキルの向上を心がけること。
 - (3) 第1号および第2号の要件を満たし、音楽監督・代表の承認を得た者。
3. プロフェッショナル団員の役割、団費および経費、報酬等については、プロフェッショナル団員毎に個別に取り決めるものとする。

第10条（入団等）

1. 入団届(団員登録票)をパートマネージャーに提出の上、受理された場合入団が成立する。
2. 退団者および除籍者が再び入団を希望する場合、退団および除籍前に所属していたパートマネージャーに書面(メールによる届け出可)による届け出を行い、受理された場合に限り再入団が成立する。ただし、除籍者は、運営役員の協議の上、入団の可否を決定する。

第11条（休団・退団等）

1. 団員が団の活動に参加する意思がありながら、仕事や健康その他の理由により2ヶ月以上継続して団の活動に参加できない場合において、所属パートマネージャーに対して休団開始月と終了月を明らかにした上で書面(メールによる届け出可)により事前に届け出を行い、受理された場合は休団が成立する。
2. 退団月および退団理由を明らかにした上で、所属パートマネージャーに退団届を提出し、受理された場合は退団が成立する。
3. 正当な理由なく第12条に規定する団費の納入期限までに団費を納入せず、かつ今後の納入の意思を明らかにしなかった場合、または、第13条に定める禁止行為を行い改悛の情が認められない場合、運営役員にて協議の上、除籍となる場合がある。

第12条（団費）

1. 一般団員の団費は、1か月間の練習出席回数にかかわらず、1か月5,000円とす

る。ただし一般団員が23才未満の場合は2,000円とする。

2. 前項に定める団費は、当月末までに指定の方法により納入するものとする。
3. 入団、休団および退団時の団費は、次の各号に定めるところにより取扱い、団費発生の都度、速やかに納入するものとする。
 - (1) 入団の場合は、入団と同時に当月分団費（入団日にかかわらず5,000円）が発生する。
 - (2) 第11条第1項に定める手続きにより休団が承認された団員の休団中の団費は発生せず、復団月より団費が発生する。
 - (3) 第11条第2項に定める手続きにより退団が承認された場合は、退団日にかかわらず、退団月までの団費が発生する。
 - (4) 除籍の場合は、除籍と決定された月までの団費が発生する。
4. 演奏会開催、合宿その他団の行事が行われる場合は別途費用を納入する。
5. 団活動の運営に必要な施設利用料、指導者料、プロフェッショナル団員への報酬及び経費等は代表・事務局長の承認によって認められる場合に支出するものとする。

第13条（禁止行為）

団の目的を円滑に促進し、団の調和を維持するため、次の各号に定める行為を禁止する。ただし音楽監督・代表・事務局長から許可を得ている場合はこの限りではない。

- (1) 公式の場で、団の名称を使い、他で演奏活動を行う行為
- (2) 合意なき政治団体や宗教の勧誘や諸商品購入等のビジネス行為
- (3) 練習および演奏会にて肖像権のある写真、音源、映像、テキストを許可なくサイトや各種媒体に掲載・流用する行為
- (4) その他、著しく団の調和を乱す行為

（附則）

この団則は2013年12月1日より施行する。

この団則を基本とし、時期、状態、環境、その他の要因により判断の上、適宜附則を置くことができるものとする。

この団則は2022年9月22日より施行する。

ただし、第12条にかかる団費については2023年1月1日より施行する。